

第2回東京都北区資源循環推進審議会 議事録

日時：平成30年7月9日（月） 10:00～

場所：北区第一庁舎 4階 第二委員会室

出席者：

委員	[出席] 山谷委員、上遠野委員、松波委員、小池委員、小田切委員、永井委員、石川委員、唯根委員、渡部委員、石山委員、長谷川委員、鈴木委員、小川委員、小笹委員、尾花委員、鰐淵委員、田村委員、齊藤委員、中嶋委員
事務局	北区：早川生活環境部長、土屋リサイクル清掃課長、大石北区清掃事務所長 戸澤北区清掃事務所副所長、和田リサイクル生活係長、半田計画事業係長 八千代エンジニアリング株式会社：後藤

[次第]

1. 委員の紹介について
2. 東京都北区災害廃棄物処理計画（素案）について
3. 今後のリサイクル清掃事業のあり方について
4. その他
(1) 事務連絡について

[配付資料]

- ・ 第2回東京都北区資源循環推進審議会審議会次第
- ・ 資料1 委員名簿（平成30年5月25日付）
- ・ 資料2 東京都北区災害廃棄物処理計画（素案）について
- ・ 資料3 第1回東京都北区資源循環推進審議会議事録
- ・ 資料4 東京都北区資源循環推進審議会審議事項（案）
- ・ 資料5 審議事項個別シート
- ・ 資料6 北区のごみ・資源量推移
- ・ 資料7 重点施策の検討資料

[議事]

開会

○事務局（生活環境部長）

おはようございます。ただいまから東京都北区資源循環推進審議会を開催させていただきます。

まず、会議に先立ちまして、このたびの九州、西日本を中心といたしました豪雨でお亡くなりになられました方に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様方に、改めまして一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

今朝も、私どもの通勤時間に大変な豪雨がありましたけれども、こうした急な災害等々もごさいます。本日は災害廃棄物の計画等の審議も予定しております。また、これからの廃棄物リサイクル行政につきましての大きな審議事項を予定しておりますので、どうぞ忌憚のないご意見をい

たきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、これから暑くなりますけれども、皆様方に前回お話しいたしましたとおり、こうした（ごみ減量を目的とした）審議会ですので、ペットボトル（お茶）のご用意はしておりませんので、必要に応じまして水筒等、ご自身でご準備いただきますよう、重ねましてよろしくお願いを申し上げます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

事前にご送付をさせていただいております資料でございます。

- ・本日の審議会の次第、A4の1枚。
- ・資料1といたしまして、A4の1枚で委員の名簿。
- ・資料2といたしまして、北区災害廃棄物処理計画（素案）について、A4、1枚。
- ・資料3といたしまして、東京都北区資源循環推進審議会の議事録。少し厚いホチキス留めのものでございます。
- ・資料4といたしまして、A4、1枚、資源循環推進審議会の審議事項の案。
- ・資料5といたしまして、資料5は、大変恐縮でございます。送らせていただいているものから若干表現の訂正がありましたので差し替えがございます。本日、席上に配付をさせていただいております資料をお使いいただきますよう、お願いを申し上げます。
- ・資料6といたしまして、A4の2枚のホチキス留めのもの。
- ・資料7といたしまして、重点施策の検討資料でございます。

以上、資料の不足等はよろしいでしょうか。〇〇委員どうぞ。

○委員

脱落してる。

○事務局（生活環境部長）

了解いたしました。では、事務局、一式つけかえをお願いいたします。

1 委員の紹介について（資料1）

○事務局（生活環境部長）

それでは、次に当審議会の委員として、新たに委員になられました方と、前回ご欠席の方々のご紹介を申し上げます。恐れ入ります。資料1の名簿をご覧ください。

まず、新たな委員といたしまして、北区議会から〇〇委員でございますけれども、ちょっと遅れておられるようでございます。これからおみえになるかと存じます。

それから、前回欠席された委員の方をご紹介させていただきます。名簿の上から3つ目の方、〇〇委員でございます。

○委員

よろしくお願います。

○事務局（生活環境部長）

続きまして、区民の欄の下から2行目、北区清掃協力会から〇〇委員でございます。

○委員

よろしくお願います。

○事務局（生活環境部長）

続きまして、事業者から、東京商工会議所の下から2段目、〇〇委員でございます。

○委員

どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（生活環境部長）

それでは、次に委員の定足数についてご紹介させていただきます。本日、19名中、現段階で18名のご出席をいただいております。定足数である過半数を満たしているために、本審議会は有効に成立してことを、ここに確認をさせていただきます。

それでは、ここからの審議会につきましては、会長に進行をお願いいたします。会長、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○会長

それでは、会議の進行を務めさせていただきます。

まず、前回、事務局より提案のありました災害廃棄物処理計画について整理を行いまして、その後、諮問事項の検討に入りたいと思います。

それでは、事務局より災害廃棄物処理計画について、報告をお願いします。

2 東京都北区災害廃棄物処理計画（素案）について（資料2）

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、資料2、「東京都北区災害廃棄物処理計画（素案）について」をお願いしたいと思います。

まず、審議会委員からのご意見でございます。第1回の審議会でご説明した後、〇〇委員から、資料でお示しのとおり、ご意見をいただきました。具体的には、「東松島市の事例を参考に、災害時において再資源化推進に当たっては、被災された方への雇用創出や地域経済の復興という側面からも、この計画や今後の取組みで検討してほしい」というご意見でございます。事務局といたしましては、災害発生後の取組みといたしまして、いただいたご意見を参考にさせていただきたいと考えてございます。

次に、共同処理に関する文言の変更についてでございます。当計画（素案）書の26ページ、「3 協力・支援（受援）体制」、(4)の「特別区、清掃一組、清掃協議会の連携」でお示しをしております理由から、文言を変更させていただくものでございます。

具体的には、特別区の災害廃棄物の共同処理等については、「災害廃棄物処理全体において、特別区の相互協力体制のもと、共同処理を実施する。また、二次仮置場以降の災害廃棄物処理については、今後締結予定の「特別区災害廃棄物の共同処理等に関する協定」に基づき、特別区及び清掃一組による共同処理体制により行う」という文言に変更させていただくものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○会長

事務局からの説明がございましたが、委員の皆様で、意見はございますでしょうか。副会長、区民としていかがでしょうか。

○副会長

1点、確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

先ほどの〇〇委員のご意見については、それを今回の計画で直接反映させるということは難しいように思います。したがって、今後、具体的な災害発生後の取組みの中で、ご意見を踏まえた対応ができるように考えていくということではよろしいのではないかと思います。いかがでしょ

うか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ご意見、ありがとうございます。そのとおりでございまして、今後の運営の中で検討させていただきたいと思います。

○会長

他にはよろしいでしょうか。〇〇委員ご指摘の点、おっしゃるとおりでありまして、私も東松島を含めまして、被災の3～4カ月後にいろいろな自治体を訪問し、意見交換等をしてまいりましたが、このような取組みというのは非常に重要かと思えます。

また、被災時には、地域の実状に合った復旧、復興が必要であります。廃棄物行政としましては、地域をよく知る現場の職員である清掃業務職員など、地域を熟知し、現場をまとめる人材・機材を確保し、区民、事業者、行政、全ての関係者が協力して取り組むということが重要かと思えます。〇〇委員ご指摘の点を十分考慮し、計画策定後の対応をお願いしたいと思います。

事務局から何かございましたら、お願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

事務局としましては、この災害廃棄物の処理計画での区の役割を果たしていくためには、人材ですとか機材をどう確保していくかというのが大事だと考えておりまして、より具体的な検討を進めまして、今後、職員の行動マニュアル等へ計画の内容を反映していくことが計画の実効性を高めていくと考えております。区としましては、今回の計画策定がゴールではなくて、新たなスタートとして、災害廃棄物の処理対策を進めていきたい考えでございます。

以上です。

○会長

ありがとうございます。事務局もやる気満々というような意気込みが伝わってまいりました。それでは、当審議会として、この素案を了承したいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

○委員

異議なし。

○会長

ありがとうございます。他に事務局から何かございますか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

今後の予定をお話しさせていただきます。

当審議会でも、当計画の素案についてご了解をいただきましたので、今後は、庁内での検討を経た後に、計画の策定を進めてまいります。そして、策定後は、所管の委員会などにご報告をしていく予定でございます。

以上です。

○会長

災害廃棄物処理計画関係は終了とさせていただきます。次の議題に移りたいと思います。

3 今後のリサイクル清掃事業のあり方について（資料3－資料7）

○会長

諮問事項の「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」です。まず審議に当たりまして、

事務局から連絡事項等ございましたら、お願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

1点だけ連絡事項がございまして、資料3をご覧ください。

前回の審議会の議事録の案を本日席上に配付させていただいております。当審議会での議事録の取扱いについては、第1回の審議会でご提案をして、ご了解を得ているところでございますが、改めてご案内を申し上げます。

委員の皆様には、本日お配りしました議事録（案）をご確認いただいて、誤りなどございましたら、来週の7月16日、月曜日の午前中までに事務局までお知らせください。

その後、会長に最終確認をいただいた後に、議事録として確定をさせていただきます。確定後は、リサイクル清掃課に議事録を備え置くとともに、区のホームページで公開をさせていただきます。なお、公開に際しましては、委員の皆様のお名前を伏せて公開させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長

ありがとうございます。議事録の扱いにつきましては、第1回の審議会承認したところでございますので、委員の皆様において、この議事録の確認をお願いしたいと思います。

続きまして、第1回審議会を設置しました小委員会の状況につきまして、小委員長からお願いいたします。

○委員

〇〇でございます。6月25日、月曜日午後に、北区役所151会議室にて小委員会を開催いたしました。小委員会では、区のリサイクルや清掃事業に関しまして、一般廃棄物処理基本計画で定める施策について、進捗状況や課題についての説明を受けました。

その上で、諮問事項である「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」、どのように審議を進めていくのがよいか議論を行いました。区が行っていますリサイクルや清掃事業は多岐にわたります。審議会の限られた時間で諮問事項について答えていくためには、幾つかの事業を中心に効率的に議論を深めていく必要があるのではないかということになりました。

具体的には、高齢化の中での清掃事業の展開や、転入してきた区民や理解していない人、外国人に興味を持ってもらえるような普及啓発事業の視点で、一般廃棄物処理基本計画の重点事業と最近注目されている食品ロス、食品廃棄物対策を中心に議論を行えるように事務局に指示いたしました。

以上、小委員会の報告でございます。

○会長

ありがとうございます。それでは、小委員会での検討結果を受けまして、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、資料4をご覧ください。資料4では、東京都北区資源循環推進審議会審議事項の案をお示しさせていただいております。

第1回の審議会でお示しをしました「今後の進め方」のとおり、今後の清掃事業のあり方につきましては、第2回から第4回でご審議をいただくという予定になってございます。

審議事項の順番でございますが、北区一般廃棄物処理基本計画の28ページに記載された重点

事業の順番で記載をしております、審議内容や事業の進捗状況などの点から、資料4のとおりの内容で進めさせていただきたいと存じます。

具体的には、本日の第2回審議会では、方針1：区民・事業者・区の協働による3Rの推進のうち、(1)区民主体の集団回収への支援事業の拡充、(2)表彰事業などの創設・効果的な啓発の強化。方針2：更なるごみの減量化のうち、(4)雑がみの資源化、(5)金属系不燃ごみの資源化、(6)金属系粗大ごみの資源化、(7)廃プラスチック類の資源化まででございます。

そして、第3回審議会では、(8)戸別収集地域拡大の検討、(9)家庭ごみ有料化の検討、(10)大規模事業者排出指導基準の見直し、(11)小規模事業者の実態把握と排出指導の徹底。

方針3として、ごみの適正処理の推進のうち、(12)高齢化社会にふさわしいリサイクル・清掃事業のあり方の検討、(13)清掃事業関連施設の再編・有効活用。

そして、第4回審議会では、方針2の更なるごみの減量化のうち、(3)生ごみの減量、そして食品ロス・食品廃棄物対策についてご審議いただきたいと思いますと考えております。

なお、第5回以降の審議会でございますが、11月5日開催の第5回の審議会では中間のまとめ、来年2月上旬に予定しております第6回審議会では答申をいただく予定でございます。

以上、当審議会の審議事項の案をご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。審議事項につきましては、一般廃棄物処理基本計画の重点事業につきまして、高齢化、普及啓発の視点から審議するということでありまして、戸別収集や有料化なども項目にありますし、審議事項として、ほぼ網羅できていると思っておりますが、よろしいでしょうか。では、このような順で検討、審議を進めていくということをお願いいたします。

それでは、第2回審議会での審議につきましては、資料5以降ということです。事務局から資料説明をお願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

資料5としまして、「(1)区民主体の集団回収への支援事業の拡充」について、ご説明をさせていただきます。1ページ目をご覧ください。

お示しの集団回収支援事業は、区民の皆様が自主的に行う資源回収を区が支援をしまして、区は実施団体に対し、回収量に応じて1kg当たり6円の報奨金を支給している事業でございます。

平成28年度より、団体の集団回収を支援することを目的に集団回収事業者認定制度を開始させていただいて、現在6事業者を認定してございます。この制度は、一定の要件を満たす資源回収事業者に対し、区が認定を行い、実施団体への助言や事務の協力などに対して、区は事務費の一部を助成する制度となっております。

次に、過去5年間の回収実績をグラフ化しております。全体としては減少傾向で、直近の5年間で約1割の減という状況でございます。

各品目を見ますと、古紙が全体の9割以上を占めておりまして、「びん」・「缶」につきましては、全区的にステーション回収を実施している関係から、集団回収での実績は非常に少ない状況でございます。古布の回収は、昨年度の実績では96.74tと、一定の排出量がありますが、回収業者からは、古着のリユースなど、海外需要など市場の影響を受けることが多いこと、そして衣替えの時期に集中することから、既存の資源回収事業者で、古紙と一緒に扱うことが難しいという話も出てございます。

次に課題について見ていただきたいと思います。まず回収量の減少についてです。回収量の減

少傾向としては、ライフスタイルの変化により、新聞や雑誌の発行部数の減少による排出量の減少が考えられております。この傾向は当面続くものと考えてございます。

次に、集団回収を支える担い手不足についてでございます。マンションの管理組合であれば、管理人や清掃員が担い手となっておりますが、町会自治会については、集団回収を実施している場合は、役員の高齢化により活動の担い手が不足している状況があります。そこで、活動の担い手の事務が負担となりますので、活動の休止や廃止を考えている町会自治会などもございます。そのため、活動の休止や廃止を考えている町会自治会に対しまして、先ほどお話ししましたとおり、認定事業者を紹介しまして、事務の代行や回収場所の調整など、集団回収事業の維持・継続ができるよう支援しているところでございます。

次に、優良な資源回収業者への支援についてでございます。集団回収の資源事業者は、基本的には回収資源を売却した収益で事業を運営しております。そこで、資源相場によっては、事業者が回収自体をやめてしまったり、他の自治体の例でございますけれども、報奨金の水増しを請求するような事態もございます。そのため、資源相場が安定しない、低くなってしまったときに、集団回収を安定的に維持していくためのセーフティーネットのような方策を検討する必要があると考えてございます。

北区の事業説明は以上となりますが、ここでコンサルタントの八千代エンジニアリングより、他の自治体の特徴的な事例を説明させていただきます。

○八千代エンジニアリング

それでは、資料7をご覧ください。資料が飛んで申しわけございません。

資料7を順次紹介させていただきます。なお、この資料は、各自治体のホームページや既存資料で紹介されていましたが、取組み状況について直接ヒアリング等で確認をとったものではないことをあらかじめご了承ください。

それでは、集団回収について、1ページから3ページまでに記載しております取組み事例を紹介させていただきます。まず集団回収の実施団体についての支援についてです。行政関与で、集団回収を行っている場合、一般的には集団回収実施団体へ、回収量に応じて奨励金を支給しています。東京23区では、回収量1kg当たり6円が最も多く、北区でも6円ですが、区によっては7円、また団体に対して加算奨励金を支払っているような区もございます。さらに、回収作業に必要な消耗品の支給、補助機材の貸与を行っています。23区でも、多くの区で実施されています。

一方、集団回収の資源回収事業者への支援についてですが、集団回収を持続するために、市況価格の影響を受ける事業者へ補助金を交付するものです。まだ一般的ではありませんが、それでも多くの自治体で実施されています。

○事務局（リサイクル清掃課長）

事務局からの説明は以上になります。

○会長

ありがとうございます。

高齢化で、だんだんと重い物を持つてなくなるというようなこともありまして、回収量が、自治体でも減少する傾向にあって、こういう問題に直面しているようですが、いかがでしょうか。皆様から何かご提案とかございましたらお願いしたいと思うのですが、副会長、どうぞ。

○副会長

参考までに伺いたいのですが、資料にある業者支援をしている他の自治体について、どのような支援をしているのか教えていただきたいのですが、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

事務局から説明させていただきます。

回収事業者は、取引額が収入となりますので、一般的な業者支援策としましては、取引額の低下時に回収量に応じて支援金を支払うなどの方法がございます。また、活動団体側の報奨金に通常2円程度の上乗せを行い、市況が悪化した際に上乗せを業者支援に回す方法で支援を行っている例もございます。活動団体としても、安定的な集団回収ができることと、通常時は上乗せの報奨金を受け取れるというメリットもございます。北区では、先ほどお話ししました集団回収事業者認定制度で業者の取扱い実績に応じまして、額は少ないですが、事務費の助成をしているところでございます。

以上です。

○副会長

業者支援についてですが、北区では集団回収事業者認定制度をつくって事務費を補助しているということなのですが、その先に何かお考えがあるのか。それから、支援の補助額が幾らならば適切なのかという点についてはよくわからないのですが、区民が安心して安定的に集団回収に取り組むということができるよう業者支援を考えていく必要があると思います。

特に上乗せについてなんです、通常時には集団回収団体にもインセンティブが働く方式ですので、そのような方法を参考に、北区に合った支援方式を考えていただくようお願いいたします。

○会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それぞれいろいろな自治体で取り組んでいる部分を調査・研究させていただいて、北区にふさわしいやり方を検討させていただきたいと思います。

○会長

〇〇委員、どうぞ。

○委員

ただいまの説明で、実施団体等の高齢化等で継続がだんだん難しくなるようなお話がございましたけれども、やはりこの継続というのがボランティアじゃないかと実は思っていて、各町会・自治体等も、多分これでお金をためてという方法ではなくて、ボランティアの中でやっている方たちが主だと思えるのですけれども、そういった意味で、ボランティアの方たちをもっと増やしたらいいんじゃないかという方策で、例えば小学校のPTAの皆さんたちにボランティアをやっていただくとか、ボーイスカウトの方たちとかガールスカウトの方たちとか、あとはこちらにも野球連盟の会長さんがいらっしゃいますけれども、野球をやっている方たちのご協力をいただくとか、そういうボランティアの方たちをもっと広く集めたら、継続がもう少し楽になっていくのではないかなというふうに考えています。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。ボランティアのボーイスカウトなど、かなり若い方がおられるでしょ

うし、子供会にしても、若い方々で、それらの方々のご協力が得られれば活性化できるかというところですけども、そもそも集団回収って、PTAなどが中心になって、子供たちに協力してもらってというあたりから始まったような気がしますけれどもね。

○委員

現在、一番大きいのが、町会自治会が担っている部分で、かなりの部分ではないかと、日頃から見ている思えるわけです。であれば、出発点に戻るのも手かなというふうに思いますけど。

○会長

そうですね。出発点、初心に戻って。町内会だけに頼るのではなくて、もっといろいろな各層にお願いできるように。

最近では、マンション開発が都心部では盛んですので、マンションができたところで、管理組合、自治会に働きかけるということは、もう各区でおやりになっているようですね。この辺は、やはり北区でもおやりになっていくということですね。

○○委員、どうぞ。

○委員

まさに高齢化が進んでいる中で、担い手の問題は常にあると思うのですけれども、今、学校ですね。教育委員会などに影響するかと思うのですけど、学校関係と連携というのは、事業化からも、特に大学においては、ボランティア団体、ボランティアセンターというのを大学でつくっているところもありまして、そういったところとの連携も考えに入ると良いかなとちょっと思いました。

○会長

○○委員どうぞ。

○委員

区でやる事業というのは、なるべくばらつきがないような形でやる方法でしかないと思います。今日、うちの場合も、(回収が)7時に来て、8時半に来るはずが、7時には来たんですけども、雨が降って8時半には来なかった。でも、その間に出したところは、雨に濡れてぐちゃぐちゃになったという例があって、なかなか難しい問題があると思うんです。各団体にボランティア、となってくると、範囲を狭めて、そこの地域でやるとかという分ならいいですけども、区が指導してやるといったら、そのばらつきをどう調整するかという部分も難しいかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○会長

そうですね。その辺は、専門的な立場から、○○委員、お願いします。

○委員

お話にあった中で、PTAとかの団体も、もちろん集団回収をやっているのですが、その地域の町会自治会が先にやっていると、そこでのバランスが崩れる。どちらかがごねるのかはわかりませんが、その辺のお話し合いに区とか業者がもっと積極的にかかわれば、うまい割り振りというのは必ずできると思いますが、実際はそこまでうまくいってないのが現状です。なかなか住み分け、地域分けというのはできないかなと。

○会長

ありがとうございます。いろいろ手をお挙げになっていますね。では、○○委員から。

○委員

集団回収は、町会にとってはボランティアではないんですよ。やはり町会のお金になっている。もう高齢化しますと、それができなくなって放棄しているところがあります。一番のいい例は、ある町会、これは1,000万以上貯めまして、会館をつくりました。それはリヤカーが6台ぐらいあったんです。それで、もう若いから、ぐるぐる回って、これで1,000万円以上貯めました。ところが、もう会館も建てましたので、高齢化でもって、もう一切やめてしまいました。うちの町会は、そのうちの1台を借りて、今、私、持っているんですけども、高齢化に伴ってやめたんです。

やめないところはどうしているかという、今は報奨金の6円というものがありますけれども、これはやはり十条台の中でも、町会のお金になるんです。それで、これは運営費に扱っています。子供会とかボランティアでやっているわけではないです。これははっきり申し上げておきます。

○会長

○○委員。

○委員

報奨金の使い道というのは、区が町会団体で自由に使っていいですよということになっていると思いますし、今、町会自治会館の修繕費もそうですし、場所によっては御神輿の修繕費でやっているところもありますし、小学校のPTAさんなんかは授業で使うお子さんたちの花のお金に回すような取組みをしているところがありますので、区は周知をしっかりとっているんですけども、報奨金をどういうふうにするかということを知れば、使い方というのはいろいろだと思います。例えば担い手がないのであれば、アルバイト料で払っても特に問題はないと思っていますので、そのようないろいろな形を考えていけば担い手不足の解消の手段というものが必ずあると思います。

○会長

ありがとうございます。そのアルバイトで払うって、先ほどの○○委員の提案あたりとリンクするところがあるかなという気がします。○○委員、お願いします。

○委員

○○です。今いろいろ出ておりますが、例ですけども、前に私が住んでいたところは団地です。団地から団地の皆さんに協力委員というのをお願いいたしまして、その集団回収のときに、みんな出てきていただいて、号館の前に出して、少しまとめて出す場所をこしらえました。

それで、そこに業者の方が取りに来てくださる。1カ所に集めるのではなくて、いろいろと細かく置いて、業者の方は大変でしょうけれども、そこへ取りに来ていただく。それはもう、すごく助かることなので、高齢化になっても、団地の上からおろして、また取りに来てくださるということをしてくださる。協力委員の人たちというのは、そういうのも含めて頑張ってくださいています。

おかげさまで、今その報奨金の話が出ましたけれども、小屋もつくりました。あと、電線も引かれました。盆踊りもちゃんとできます。老人会などのお菓子もその中から出せます。子供たちと一緒に餅つきもできます。そのお金は、もうほんとうに有効に使われておりますので、皆さん、資源回収をする、協力するということに対して、あまり抵抗がないみたいな、先生なんか、もう84歳になっていますけれども、やはり出ていくんですね。それで、みんなの顔を見て、「大丈夫だ、みんな元気だ」というような感じでコミュニケーションをとっているみたいな、そういうこともありますので、やはり報奨金の大切さ、あと皆さん、地域の絆ですね。そういうことも

大切になって、しているのではないかなと思います。できれば、お年寄りでもできるように、業者の人は大変ですけれども、皆さんの近くまで取りにもらえるようにしていただければ、ありがたいなと思っています。

○会長

ありがとうございます。○○委員。

○委員

ちょっとお伺いしたいのですが、こういった集団回収をされて、事業として行っているところ、例えば障害者の方たちの雇用として、そういった事業をやられている自治体とかあれば教えていただければと思います。

○事務局（リサイクル清掃課長）

集団回収事業で障害者の方たちが関わっている事例でしょうか。

○委員

そうですね。仕事として。

○事務局（リサイクル清掃課長）

先進自治体などの事例を調べてみないと分かりませんが、今のところは把握してないです。

○会長

○○委員、お願いします。

○委員

先ほどからのお話ですと、この事業の中で、1 kg 6 円で、○○委員も会館を建てられたとお話になりましたけれども、ある町会が会館を建てられたと。一方で、いろいろな地域において、この回収事業の支援によって、さまざまな活動にそのお金というものが活用されています。

それぞれの地域によって事情が違っているかと思うのですが、区の中で、担い手不足により回収ができなくなったところ、また、しっかりと町会自治会でその事業が集団回収をやられているところ。これは、いろいろ地域によって差があると思うのですが、先ほどいろいろなご意見がありました。例えば、ほんとうに担い手が少ないところ、また地域の中には若い方がいて、そういった人材という資源を発掘すれば、また声をかければお手伝いいただけるようなところは、この集団回収が地域として盛り上がっていくのではないかと思うんですけれども、その辺のところは、区として、この地域はどうかとか、この地域は高齢化によって、なかなか今までやってきたけど、やれなくなってしまった。しかしながら、例えば小学生、中学生が増えている。大学ができて、担い手も発掘すればできるのではないかということまでは押さえていращやるのか。どういうふうにするのか、ちょっとお考えをお伺いできればと思います。

○事務局（リサイクル清掃課長）

北区では、19の連合町会がございまして、田端新町から浮間まで南北に長い地形となっています。また、昔ながらの住宅が密集している地域や集合住宅が多い地域など、どうしても地域のコミュニティにも地域差が出ているというのは事実でございます。

ただ今、各委員からいろいろなお話をいただきましたが、地域振興課では、「地域のきずなづくり」という取組みを進めていまして、各地域で円卓会議というものを開催し、計画的に拡大してきています。その中で、例えば、今、○○委員からお話があった集団回収事業で資金を貯めて町会会館を建てた事例ですとか、○○委員からお話があった集団回収事業の報奨金を地域の行事に充てている事例など、うまくいっているような事例を紹介させていただいて、地域の中にこの集

団回収事業を理解していただくことが一番大事なと、改めて認識したところです。

従いまして、各地域での円卓会議などを通じて、集団回収事業の成功事例をご紹介させていただき、うまく連携していければ良いのかなと思いました。

以上です。

○会長

○○委員、お願いします。

○委員

皆さんでいろいろご意見がありましたけど、私は町会長をやっているものですから、町の実態をちょっと、お知らせします。

例えば、私の地区は6つの町会がありまして、1つの連合町会。今、課長が言った19分の1です。この地区は、リサイクラーといって、区の行政のあれで、びんと缶は一定のところに出して、それを回収していただく。これが年間、かつては1年間で200万ぐらいありました。連合6町会ですね。ところが今、100万ちょっとになりました。これはちょっと後でお話しますが、例の抜き取りです。

それから、古紙——古い紙ですね。古紙は、このうちの特定の町会はやっています。それは、独自の町会の収入にしている。これは、びん・缶もやると、連合体のところに入ってしまうので、そこは不可侵条約で入れないと。

それから、これは先ほどもありましたが、学校でPTAが、私どもは小学校が2か所ありますが、PTAが呼びかけて回収をしています。これは子供もそうですが、親御さんが、例えば保護者会があったりするときに持ってきていただくことで、玄関先で集めています。これは業者の方にPTAが買っていただいて、先ほどありましたけれども、PTAの活動費に当てている。そんなようなことで、紙と缶とびんとペットボトル。これも無料で回収しています。これは、報酬はない。手間ばかりかかるそうです。ペットボトルはいくら出しても一銭も還元はありません。

大きく言えば、そういうふうには、びん・缶はリサイクルでやっていますし、紙については新聞社がやっていますね。新聞社が定期的に集めると、かなりの量、これぐらいの量を集めて、このぐらいのトイレットペーパーを1つ置いていくと、そういう取組みもして集めています。新聞社は何に使っているかわかりません。

今まで200万円あったのが100万円になった。これは皆さんご存じのように、悪徳業者による抜き取り行為です。先日テレビで他区の例をやっていました。不法業者が、北区と同じ業者が多分来ていると思いますが、ぐるっと回って、一定の時間より先回りして、みんな持っていき、ライトバンなんかでどんどん積んでいく。その区は、何か監視員という方が1人、テレビに映っていたのは1人の方ですが、多分警察官のOBじゃないかなと思うぐらい、かなり腕力もすごいし、業者ともほんとうにもみ合いをするような対応をしていましたが、そういう方が回っていて、業者をつかまえて、1回積んだ物を捨てさせて帰した、そんなこともしていました。

なかなか北区もずっと、何年来、問題にして、北区町会自治会連合会なんかも抜き取りについては、ほんとうに行政の方々にお願いをしているのですが、なかなか法的な根拠があつてつかまえない、あるいは防ぎきれない、そういうお話がありましたけど、これから悪徳業者が持っていくものを防げれば、一番我々地域の者が、先ほど○○委員がおっしゃったように、それによって報酬を得て、それがいろいろな町会事業運営の礎になりますので、大変大事なことだなと。

○○委員は買い取り業者さんという認識でいいですか。違いますか？ ごめんなさい。じゃあ、

違います。テレビによると、ある買い取り業者さんがいます。入り口に、玄関先で、不当な買い取りはしないと書いてあります。ところが、そこには今言ったテレビ局が追っかけていくと、道路からみんな持っていった物を、その業者に納めて、それが堂々と中国に行く船着き場に行くのまでテレビが追っかけていました。これはどこかで見られると思うのですけれども。これはどこでも、これは板橋区の例じゃなくて、北区、かつては世田谷区も大分問題になりましたが、全区的に起きていることのようにです。

ちょっと長くなりました。ごめんなさい。

○会長

ありがとうございました。ほかに。○○委員。

○委員

私は集団回収とかということに対して、あまり今まで知らなかったのですが、いろいろな皆さんのお話を聞いていると、集団回収というのも、「ありき」ということから全て進んでいて、これが先ほどの高齢化で、やる人がいなくなって、じゃあ、なしになった場合、区としてはどのような対応をとる予定なのかというのを教えていただけますか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

集団回収事業は、やはり区民の自主的な回収ということが1つの目的でございますので、もしこれが、例えば1つの地域できなくなれば、行政が自ら回収するしかないと考えます。

○委員

自らということは、具体的に行動はどのようにとられるのですか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

現在も清掃事務所では古紙回収を行政回収として行っています。ですから、それにならった形で、清掃事務所が回収するということが想定されます。

○委員

回収体制ですが、そのそれぞれ持っている場合に、じゃあ、住民がどこかに持っていくということですか。

○事務局（北区清掃事務所長）

その場合ですと、現在の清掃事務所ですと、集団回収のところと戸別回収がありますので、現在の回収に準じた回収になると思います。

○委員

そうすると、それぞれ出すのに、かなり範囲が、距離があると思います。もし出したときに、そのときにはどうしたらよいか。

○事務局（北区清掃事務所長）

行政の回収は、今も資源回収として古紙をやっておりますので、そうしたところは集積所、あるいは滝野川ですと各戸収集をやっておりますので、通常の可燃ごみ・不燃ごみと同様に、ご自分の集積所に資源として出していただく、資源の日に出していただくというやり方になります。

○委員

集団回収が行われなくなると、要するにごみとして扱われてしまう可能性がさらに多くなるのじゃないですか。違いますか？

○事務局（生活環境部長）

ごみになるのではなくて、可燃ごみ、不燃ごみの日とは違って、資源の日集積所に出してい

ただのことになります。それは行政として回収、資源になりますが、経費は正直言います、6円の報奨金、地域の方にやっていただくよりも行政回収の車ですとか人ですとか、そういうものはかかります。

○委員

住民の意識がしっかりしていて、集団回収をやっている、そういう場所はいいですが、そういうのがなくなる、全区的に集団回収のスキームがなくなると、勢い、そういう意味じゃなくて、一般の何でもないごみの日に出したり何かする風潮が出てくるんじゃないですかという質問です。

○事務局（生活環境部長）

委員のおっしゃることをよく理解をいたしました。確かに今も可燃ごみにそういう資源が混じっていることは多々ありますので、そういうことが増えてくるということは十分想像されることだと思います。

それから、大変恐縮ですが、先ほどの〇〇委員の集団回収で障害者がやっている、雇用というなお話があったかと思うんですけども、雇用ということではないですけども、集団回収団体として、あすなろ福祉園や若葉福祉園に通っている方がやっているという例はあります。

○委員

少しでもそういった障害者の方の収入になればと思って、すみませんでした。人手不足というところもあるので、そういった地域で障害者の方たちがこういった事業をして、地域の方もそういった理解を示すという、そのようなスタイルも可能性があるのではないかとということでお話しさせていただきました。すみませんでした。ありがとうございます。

○会長

まだありますか。

○委員

課題として、これは出されたものですよね。問題の整理の仕方がちょっとわからなくなってきたので、基本的なことだと思いますが、この課題として、回収量が減少しているという問題と担い手が不足しているという問題を、何かそれぞれ、お互いに問題を議論されていると、何か見えにくくなっているものがあると思ったんです。

つまり、ごみというのは、基本的には生ごみなんかは、もちろん減ったほうがいいだろうけれども、リサイクルごみというのは、むしろ増えたほうがいいでしょうということです。回収量が減っているのが問題だよということであれば、増えたらいいんだよというふうに、単純に考えればそうなる。でも、必ずしもそうではなさそうだなというのがある。それで、担い手が不足しているという問題であれば、例えば担い手が増えればいいでしょうということです。報酬をもらう人が増えてもいいし、ボランティアだとかが増えてもいいわけです。人がいないんだったら、例えば若い外国人が、もし参加できるならすればいいだろうし、人がだめだったらロボットという手だってあるだろうし、それより小さいんだったら道具、例えばリヤカーとおっしゃいましたけれども、カートなんかでも、今のカートは、例えばスーパーなんかのでも、カートのまま、例えばレジを通っちゃったりするのが今あるんですね。

だから、そういうのを、例えば重いから運べないということの対応であれば、道具を工夫すればできるだろうということもあるので、何か回収量が減少しているという問題と担い手が不足しているという問題という、その課題の整理そのものが間違いとは思わないですけども、何となく、それぞれ別、何かもうちょっとこういう方法でやったら解決するであろうというのが、回

収量の減少と担い手の不足というだけの問題の提起ではわかりにくくなっているような気がしたんです。だから、それをもうちょっとうまい形で問題提起して、いろいろなことがまとまって解決するような方向に議論が進まないかなと思ったので、すごく素人っぽい発想ですけども、何となく議論が、それぞれの部分で闘っている割には、こういうふうに行ったらいいという方向性を見える方向には必ずしも動いていないのが、ちょっと気になったんです。

すみません、失礼なことを。

○会長

最初におっしゃった部分ですけども、古紙の回収が増えるということはいいことなのかということですが、やはり可燃ごみの中に、まだ資源化できる古紙がかなり含まれているということですから、可燃ごみの処理では、処理コストが大分かかっておりますので、やはり古紙のリサイクルを推進するということが当区のリサイクル行政の重要な課題であると思います。

その古紙リサイクルのルートですけども、1つは先ほど事務局がご説明の行政収集ですね。資源ごみの収集日に設定されているわけです。それから、ずっと議論をしております、2つ目が集団回収です。これは地域の方々等のご協力で回収されていると。数千トンという大きな量をどの区も回収されているということです。

もう1つ、これは民間のルートというのが最近割と整備されておまして、大手の新聞社は、どこもみんな回収をしています。新聞販売店の店員から回収しているというよりは、回収業者さんと連携して回収しているということだろうと思います。

外国の場合と比べてみますと、日本の一般的な行政の対応というのは非常に丁寧でして、行政が回収し、集団回収を地域で行って、民間のルートもあると、こういう国はめったにないんじゃないかと思えます。そして、前回たしか〇〇委員がおっしゃったと思えますが、集団回収で集まる古紙の品質が非常にいいというお話でした。そして、集団回収は、やはり奨励金収入の話も出ましたけれども、回収活動自体、コミュニケーションの場でもありますし、それから奨励金収入をコミュニティの絆の強化に使うというようなこともありますので、やはり集団回収を推進すると、強化するというのは非常に重要なことではないかなと思います。

その思いは、皆さん共通してお持ちのことだろうと思います。〇〇委員からは、地元の大学と連携してということをおっしゃいましたけれども、実は私も、キャンパスでエコボランティアの——「エコボラ」と言うんですけども、サークルの顧問をやっておまして、彼らは文京区と連携しながら清掃活動はやるんですね。しょっちゅう清掃活動をするんですけども、集団回収のお手伝いというのは全然これまでやったことないんです。

というのは、情報がないんですね。どの町会が今ちょっと若い人を必要としているかと、こういうような情報があれば、ボランティアで彼らはやってくれるだろうと思うんです。そういう意味では、その情報の発信源になるのは、やはり行政かなと思います。リサイクル清掃課も、そういう情報を町内会さんから得られて、そして東洋大学も校舎を赤羽台に持っておりますので、ちょっと情報をご提供いただければボランティアで参加しようという学生も必ず出てくると思いますので、ぜひ行政にもお願いしておきたいと思えます。ありがとうございます。

〇〇委員、お願いします。

○委員 前回、最初的时候は、ちょっと今、闘病中で、ちょうど通院の日とぶつかったものから、失礼しました。今日もまた、お昼から通院なので、少し早目に失礼しなければいけないかなとは思っています。

1回目の議事録等を含めて、うちへ送っていただきました。読む量がものすごく多いので、私は読むのがあまり好きじゃないものですから、中途半端に読んで、今日、こうやって皆さんのお話を聞きに出席いたしました。この集団回収の件も、各地域、うちは〇〇連合自治会で、11の町会自治会がごぞいます。全部学校に任せているところと、それから地域の住民の方、高齢者を含めて地域でやって、その貯めたお金で慰労会をやったり旅行をやったりとかしている町会自治会もごぞいます。ですから、各環境によって、これは別に「こうだ、ああだ」と決めるような問題ではないような気がします。

対応するのは、高齢者になっても、高齢者がいなくなったときにどうするかという対応を考えていけばいいので、今、学校と地域のハードルがものすごく下がって、私が〇〇小学校のコミュニティ・スクールの評議委員をやっています。そうすると、学校の中がよく見えます。昔の地域と学校の壁がなくなって、学校の中のいろいろなものがよく見える。学校側も地域のことがよく見える。話し合いがどんどんできるようになってきている。そうすると、こういう話も出てくるわけですよ。じゃあ、これを学校側のPTAも応援しようというような形で話が前に進んでいく。そういう形のことが結構これから多分出てくると思うんです。

今日、私が一番聞いておきたいこと、この話が出るんじゃないかなと思ったのは、前回のこの議事録の中に、外国人の話が出たような気がするんですけど、今、民泊が6月15日から始まりましたよね。外人と日本人のごみのモラルに対しての発想が全然違うので、これをどうやって日本に入るときに、外国人の人たちにこの話を、日本のごみの対応はこうだということを話していただけるのか。その辺を事務局にお尋ねしたい。

というのは、前回、〇〇委員からもお話があったと思うんですけども、北自連で、民泊で大変困っている、オーナーの方がいらっしゃるということで、その辺を含めて、やはりこれからは日本人同士のこういう話ではなくて、ごみというのは、はっきり言って、総理大臣もごみを出す、都知事もごみを出す、区長もごみを出す。ごみとの闘いというのは、もうこれは一生続くわけですよ。

(中略)

ところが、ごみの問題は、どなたがやっても、やっぱりこれは、ずっと人間生きていく上に必ず出てくるのはごみではないかなと思うんです。

ですから、このごみの問題は、子供のときから、ごみというのはこういうものだ。もうはっきり言っちゃうと、学校側も低学年からごみの問題に対しては教えていっていただきたいと思っています。こうやって大人が集まって、喧々囂々（けんけんごうごう）とやっても、やっぱり話がいろいろと食い違って交差しているのがよくわかるので、ですから、この辺だけは、やはりごみの問題は、そんな小さな問題ではなくて、ほんとうに大きな問題として、皆さん真剣に考えていただければありがたいなと思います。

事務局も頑張っていらっしゃるんですから、私たちも頑張ってこれからやっていって、北区がきれいな北区、東京都がきれいな東京都、日本の国がきれいな日本の国になっていただければ一番ありがたいなと思います。

すみません、久しぶりでしゃべるもので、長くしゃべって申しわけない。

〇会長

本日の配付資料の中に、外国語の資料もありますので、その辺も含めて事務局からお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

〇〇委員からは、清掃協力会の会長のお立場で、いろいろご意見いただきました。ありがとうございました。

ただ今、〇〇委員からは、ごみの問題は子どものときから教育することが大切であるとのお話や、外国人と日本人とは、ごみのモラルに対しての発想が異なるとのお話もありました。

実は、資料5でご説明します「効果的な啓発の強化」という次のテーマで、子どもに対する啓発事業や外国人に対する取組みにつきまして、具体的にご説明させていただきたいと思います。

○会長

はい、了解です。それでは、2ページ、「(2) 表彰事業などの創設・効果的な啓発の強化」について、ご説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

資料5の2ページ目をお願いいたします。

まず、表彰制度でございますが、区民の方々に対する表彰は、清掃協力会が功労者表彰を実施しております。なお、事業者に対する表彰は行っておりません。

次に、普及啓発事業でございます。まず広報冊子等としまして、一般の家庭向けの冊子としましては、「家庭ごみ資源の分け方出し方」の冊子を作成してございます。

そして、子供向けの冊子としましては、「もったいないごみをなくすために私たちができること」という冊子を毎年発行してございまして、小学校4年生を対象に、環境学習に合わせて作成をしております。

次に、事業者向けの冊子としましては、「事業系廃棄物適正処理・減量ハンドブック」。これは2年に一度発行してございまして、事業者向けの、いわゆる講習会や立入検査の際の説明用とさせていただきます。

次に、外国人向けのリーフレットとしましては、現在、英語、ハングル語、中国語、ベンガル語で作成をしまして、配布をしております。

次に(2)としまして、環境学習・施設見学についてです。昨年の実績はお示しのとおりとなっております。

次に(3)、イベントでございます。区民まつり、消費生活フェア、環境展などの参加を初め、夏休みに親子で参加し学習できる「エコエコツアー」という事業を毎年実施しております。具体的には、北清掃工場や中央防波堤、古紙を再生する工場やびん・缶のリサイクル工場などの見学を通じて、ごみの減量や分別・資源化の大切さを親子で学んでいただいております。

次に、課題についてです。まず表彰制度でございますが、個人向けの表彰制度は、先ほどお話ししたとおり、清掃協力会の功労者表彰、そのほかに北区の区政功労者表彰がございます。新たに表彰制度を新設する場合、表彰の目的を明確にする必要があるというふうに考えております。

また、事業者向けの表彰を今現在行っておりませんが、区内の事業所数が限られており、永続的な制度としては課題があると考えております。一方で、ごみの減量の動機づけとしましては、表彰制度は一定の効果を見込めるものというふうに考えてございまして、引き続き他区の事例などを参考にさせていただきたいと考えております。

次に、効果的な啓発の強化についてでございます。広報物としましては、先ほどお話しした一般家庭向け、子供、事業者、外国人、それぞれ発行してございまして、特に先ほどお話があった外国人向けの冊子は、手作りで簡素的な物となっておりますので、今後は多言語に対応できるよう

なスマートフォンなどを活用したアプリの導入、ICTを活用した普及啓発を推進していくという必要があるというふうに考えております。

また、環境学習やイベントなどは、幅広い世代に興味を持っていただけるよう、他自治体の普及啓発事業を参考に検討していきたいと考えております。

ここで、コンサルタントの八千代エンジニアリングより、他自治体の特徴的な事例を説明させていただきます。

○八千代エンジニアリング

それでは、再び資料7の3ページに移ります。3ページの下段、「(2) 表彰事業などの創設・効果的な啓発活動の強化」で示しています事例について紹介させていただきます。

まず、表彰制度としては、多くの自治体で実施されていますが、事業者対象の表彰制度は、4ページ中段に、市民に対して「ごみ減量アイデアコンテスト」を実施し表彰した川崎市の事例を示しています。

続いて、「ごみの分け方・出し方」について、スーパーなどで出張相談会を実施したり、大学祭で啓発を行ったり、早朝に行政の職員が、ごみ啓発活動を実施する、イベントなどを利用するなど、住民へ周知する行政の積極的な姿勢がうかがえる事例を紹介しています。

さらに珍しい取組みとして、日野市の「ごみゼロマンレッド」、ごみ減量啓発戦士と京都市の取組みを紹介しています。特に京都市の啓発マンガ『恋する京都』は、前回の審議会でも提案されていたマンガやアニメで啓発ツールとしている事例です。見本をお配りしておりますが、ほんとうにマンガです。その間に、ごみの分別などを紹介しているものになっています。

多国語対応しており、最終ページでスマートフォンのアプリを展開しています。アプリは、現段階では英語のみということですが、日本で働くような中国の方や韓国の方は、ほぼ英語でカバーできるということで、複数の言語を用意することより、割り切った展開で普及啓発を行っております。また、このマンガは動画もホームページで公開されています。

以上が、普及啓発に関する事例になります。

○会長

ありがとうございました。皆さんから、ご意見ございますか。○○委員。

○委員

先ほど会長からもお話がありましたが、外国人の方々のごみ出しというのは、非常に地域によっても、これは悪意があってやっていることではないと思いつつも、やはり大きな問題になっているかと思うんですけれども、先ほどご説明をいただいた資料5の3ページにあります効果的な啓発の強化の中で、「多国籍言語に対応できるスマートフォン等で利用できるごみ分別アプリの導入を検討し」とございますけれども、このアプリの、例えば先進的に活用している事例、どんなアプリがあるのか、どのようなアプリを検討されているのか、わかりましたら教えていただきたいと思っております。

○事務局（北区清掃事務所長）

それでは、私から説明させていただきます。

先進事例といたしまして、23区の中では、中野区、杉並区、そのほかの区を調べてございます。中に、ここに書いてあるとおり、英語のみならず、中国語、韓国語、中には他の言語でも対応しているパターンがございます。

それと、もう1つあるのは、その日が例えば可燃ごみの収集日でしたらば、きょうは可燃ごみ

だよということが、その中のアプリでわかるというようなアプリがございました。

北区でも、〇〇委員ご指摘のとおり、外国人の方のごみ出しの件で、いろいろ私どもは相談を受けてございますので、そういう件もございまして、このアプリの導入、もちろん外国人の方でなくて、日本人の方もスマートフォンを利用される方が多いので、このアプリの導入については、ぜひ実現したいと考えてございます。

○委員

ありがとうございます。やはり、これ、ICT（情報通信技術）機器を活用しながら、新しい世代の人たちにごみ出しのルールを周知していくというのは非常に大切なことかと思うのですが、例えばこのアプリを導入したとしても、それをどうやって普及していくかというのは大きな問題かと思うんですけれども、ぜひともこれはご検討いただきたいと思うんですけれども、ごみ収集場にQRコードみたいなものをつくって、そこでスマホをかざすと、すぐにアプリがダウンロードできるような形、いわゆるそのアプリをどういうふうにダウンロードしていいかわからない外国人の方でも、ごみ集積場に行ってスマホをかざせばわかるような、それがアプリなのかARなのか、いろいろなことが検討できるかと思っておりますので、アプリに限らず、スマホをかざして、例えばARであったりとか、そういうものも1つの参考としてご検討いただければありがたいなと思います。

○会長

そうですね。ただ、そのアプリですけれども、利用する層が、ある程度若い層に限定されるようですね。導入する自治体は増えていますが、実際の利用というのが、まだあまり進んでいないというのが、どうも実態のようです。

ほかに、いかがでしょうか。〇〇委員。

○委員

前回欠席して、今日初めて、非常に興味深く、皆様のお話を伺いました。

いろいろな意味で、今お集めになった情報を、いろいろな層にどういうふうに発信していくか、訴えるかということが非常に重要な問題だということですよ。

それと、私が今日お話を伺って感じましたのは、別の課題になりますけれども、コミュニティの拡充をどうやって地域の中で果たしていくかということが、ここにある非常に大きい問題だと感じました。私は、東京商工会議所北支部、事業者側は私と〇〇委員という形で事業を行っているわけですが、各団体の加入率自体も非常に下がって、商工会議所も、自治会も、かなり加入率というものは下がってきているようであるというふうに、これをどういうふうに拡充をして、より加入率を上げていくかということが行政に課せられた課題でもあるし、我々に課された課題でもあるので、別課題になりますけれども、この辺をどういうふうに解決していくかということは考えていかなければいけないというふうに思います。

北区は決して過疎地ではないわけで、担い手不足なんていうことが、本気でやれば起こり得るわけがないというふうに私は思っておりますので、そのコミュニティ拡充をどうやって果たしていくかというのは非常に大切なことだと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。コミュニティの拡充ですね。そこに集団回収活動を絡めて何とかコミュニティ活動を活性化できるようにできるといいかと思っておりますけれども。

〇〇委員、お願いします。

〇委員

普及啓発に関しまして、どこの国レベルでも、都道府県レベルでも、常に問題になっていることだと思うのですけれども、北区さんに関しても、もちろん同様に、さまざまアプリとかパンフレットとか、非常にいい物をつくっても、関心がない方は使わないんですね。ということで、普及・啓発に常につきまとう問題が、一生懸命頑張っている物をつくっても誰も見てくれないということがおそらく言えると思うんです。

そういう点で、ちょっと今日の資料でおもしろかったのは、5ページ目の「ごみゼロマンレッド」というのがおもしろかったんですけれども、これは「ごみゼロマンレッド」って、子供だったら喜ぶヒーロー物ですね。そういった物を使うとかですね。あるいは、もともと国民的に知られているアニメキャラクターとか、あるいは国民的アイドルとか、そういったものを生かすことも1つありかなと。

というのは、もともと知ろうと思えば、今はスマホもありまして、いろいろなもので検索できる状況であるんですね。ところが、取っかかりがまずないから調べようとしない。だから、今はホームページ等がよくできていて、どんなものでも、調べようと思えば、今はすぐ調べられる。そういう状況。それで、啓発というのはそういうことで、きっかけをまずつくることなのかなと。そういう点で、「ごみゼロマンレッド」——これはどうかかわからないけど、例えば、ごみゼロを象徴するようなもの、国民的な象徴として盛り立てていくとか、そういったことも1つあるのかなというふうに思いました。

実際に表彰とかそういったことも大事だと思うんですけれども、まず取っかかりというか、そこが必要なのかなと思いました。

〇会長

ありがとうございました。一応、啓発につきましての議論はここまでとさせていただきます、次に雑がみに移りたいと思います。事務局から、「雑がみの資源化」について、ご説明をお願いします。

〇事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、資料の4ページをお願いいたします。

雑がみの資源化につきましては、前回、審議会での答申をいただきまして、懇談会や区民まつりなどのイベントを通じて、「雑がみもリサイクル」のチラシや「雑がみ袋」をPRとして配布してまいりました。今お手元にあるかと思えます。ご覧いただきたいと思えます。

そのため、区民の皆様からの問い合わせも増えてきておりまして、集団回収でも袋に入った雑がみを見ることが増えてきております。したがって、一定の普及効果は出ているのかなと事務局としては考えております。

データとしましては、平成26年度と平成29年度に実施をしました「家庭ごみ排出実態調査」を比較しますと、可燃ごみとして廃棄される雑がみの混入率でございますが、6.58%から5.48%と、わずかでございますが、低下してございます。つまり、資源化されている可能性があり、普及啓発に一定の効果が出ていると考えております。

次に、課題としましては、まずPRの継続性についてです。PRを継続しておりますが、興味や関心がない方への普及啓発を考える必要があると思っております。

次に、回収業者への協力要請についてです。集団回収の中でもご説明しましたが、古紙の販売

額が資源化回収業者の収入、つまり会社の存続にも直結をしてしまいますので、一般的には新聞紙等よりも売却額の低い雑がみについては、どうしても消極的な事業者が出てきております。このような事業者に回収していただくようなインセンティブ、いわゆる誘因策としても検討が必要だと考えております。

最後に、将来に向けてでございます。依然として可燃ごみの中に紙類が多く含まれております。先ほどご説明しましたとおり、平成29年度に実施した「家庭ごみ排出実態調査」では、可燃ごみの中の紙類は23.77%であり、資源化できる可能性が高いものもあると認識してございます。将来に向けて、環境教育などの場で積極的な取り組みが必要と考えてございます。

北区の事業説明は以上になりますが、また同じように、八千代エンジニアリングより、他の自治体の事例をご紹介させていただきます。

○八千代エンジニアリング

それでは、他の事例を説明させていただきます。資料7、13ページをご覧ください。

資源化物の古紙と言われるものは、新聞、雑誌、段ボールなど、市民にはなじみが深く、わかりやすいものでした。一方、雑がみの資源化を推進するためには、市民の「雑がみて何？」という思いを解決する必要があるとございます。その対策として、ここでは雑がみに特化した分別の手引き、辞典を作成している酒田市と浜松市の事例を紹介しております。どちらの辞典も、対象品目が、燃えるごみ、あるいは燃やすごみなのか、雑がみなのかを示していきまして、それだけではなく、リサイクルできない理由、注意事項まで丁寧に紹介しており、市民の雑がみの理解につながる啓発ツールとなっています。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

そもそも皆さんは、雑がみはきちんと分別されていますよね。大丈夫ですね。目薬の箱などはきちんと開いて、束ねて出していますね。はい、安心しました。

その雑がみについては、皆さんは実践されていると思いますが、まず気づくということが一番重要ですので、こういう雑がみ、保管袋だろうと思うんですけども、こういう袋で保管して、排出をする。排出場所は、行政回収、それから集団回収でも集めていただけるものと思います。

それから最近では、雑がみ、雑誌なども、新聞販売店も集めてくれるようですね。ということで、こちらの排出ルートも選択肢として確保されているということですね。そういう意味では、この雑がみ保管袋ですね。学校教育にこれを取り入れて、小学生さんに渡して、お母さんに話して、家庭内で雑がみの回収・保管に使ってくださいますというようにすることでやっていただくというのが結構効果的という話は聞いています。

○委員

これは、いつできたのですか。初めて見ました。

○会長

最近行われたプログラムではないかと思えます。ただ、これを全ての家庭に配っているということではなくて、イベントに参加されたとか、区民まつりのときに配布するとか、区役所に置いてあるとか、こういうことだろうと思えます。

○委員

ホームページには載っているんですか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

今の質問ですが、雑がみ袋でございますけれども、区民まつりですとか、先ほど清掃協力会の地区別懇談会ですとか、いろいろなイベントで配っているんですね。今お話があった雑がみの分け方・出し方については、ホームページには載せてあります。

以上です。

○会長

集団回収のところでも雑がみは出てまいりましたので、ほかの項目についても審議が必要ですので、先に進みたいと思います。

次は、金属系不燃ごみの資源化です。お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

資料5の5ページをお願いしたいと思います。不燃ごみの資源化事業についてでございます。

平成26年10月から、不燃ごみの中から資源化が可能な金属や小型家電などを分別し資源化する事業を始めております。区民の皆様には、曜日や場所などを変更せず、金属資源化とその他不燃ごみを分けて、別の袋に出していただくようお願いをしております。また、収集のときに作業員が金属資源をそのまま業者に売却できるように、可能な限り手選別で清掃車両の中に分けて積んでおります。

なお、平成27年4月からは、堀船清掃作業所の中でも、手選別によるピックアップ作業を追加して行っております。それで資源化率を上昇させているところでございます。

平成25年度から平成29年度までの実績は、お示しのとおりとなっております。

課題としては2つありまして、今後の資源化事業についてでございますが、現在の資源化事業は、区民の皆様のご協力と、いわゆる作業員の手選別作業によって行っております関係で、低コストで行っております。このやり方では、これ以上の資源化率の向上はなかなか難しいと考えておりまして、特に水銀などの有害物の除去も難しいということから、他区が実施しております資源化事業と同様に、事業を委託して対応していくことが課題となっております。

次に、区民の分別意識についてです。資源化事業を委託するとなりますと、「不燃ごみとして出せば、自ら分別しなくても行政が資源化をしてくれる」など、区民の皆様からリサイクルの意識の低下や、ごみに対する分別がおろそかになり、減量意欲が後退してしまうという課題が考えられているところでございます。この2つが課題として考えているところでございます。

以上です。

○会長

時間の関係もございますので、次の金属系粗大ごみにつきましてもご説明いただけませんか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、続けて6ページをお願いしたいと思います。粗大ごみの資源化についてでございます。

平成26年4月から、清掃事務所内で、区内から回収した粗大ごみの中から資源化可能な金属類や家電製品などを、手選別によるピックアップ作業により分別をして、売却をしています。

平成25年度から平成29年度までの実績は、お示しのとおりとなっております。

課題としましては、まず売却額の変動がございます。売却額の変動により、安定した歳入とならないことがあります。

次に、資源化率の向上についてです。粗大ごみの中から資源化できる品目を増やすことが必要ですが、手選別で作業しているため、品目拡大が難しいことがあります。

最後に、消費への意識改革についてです。粗大ごみの中には、まだまだ使える物がありますが、区民の皆様へのPRをしながら、長く使える物品の購入やインターネットなどを活用した新たな中古販売のスキームの活用など、消費者の意識改革を促していくことが課題となっています。

以上です。

○会長

ありがとうございます。金属系の不燃及び粗大ごみの資源化というところでございますが、いかがでしょうか。

平成26年から、従来不燃ごみを収集していたところを、金属・小型家電を別立てにして、同日に分けて出すという形で、片方の金属・小型家電は、リサイクルルートに直に乗せることができるというようなことですよ。

〇〇委員、お願いします。

○委員

金属系不燃ごみの資源化ですが、他区で、もう既に委託で資源化の業者に依頼をしているということなんですが、その他区の状況、例えばリサイクルへの意識が低下してしまうとか、そういったこととかコストのこととか、他区の状況、そういう意識の低下などに対する対応とか、もしわかれば教えてください。

○事務局（北区清掃事務所長）

まず、北区のこれからの、今後の資源化対応ですけれども、ご存じのとおり、堀船が不燃ごみの中継地点となってございましたが、来年の3月31日をもちまして休止になります。そのため、そこからの搬出ができなくなったため、北区としては、これが休止になりますので、ここに書いてあるとおり、他区が実施している委託による資源化事業と同等の事業を開始することになってございます。

それから、〇〇委員の質問で、他の区の、ここに書いてある意識の低下。申しわけございません。こちらとしては、把握している状況ではございません。申しわけございません。

○会長

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

小型家電って、ちょっと大きくなると、前は粗大ごみ扱いされたと思うんですけども、小型というのは、どの程度。今ちょうど、このパンフレットで、今やっとな気がついたんですけども、12ページに確かに不燃ごみの中で、不燃ごみは金属資源とその他の不燃ごみに分けて出して、金属資源は、鉄、銅、アルミなどとして再利用すると書いてあったのを見ましたけど、ただ、小型家電というのは、ちょっとわからない。

○事務局（北区清掃事務所長）

小型でございますが。粗大ごみが、一辺が30センチ以上のものを粗大ごみとなったことで、一辺が30センチ未満のものを小型家電、この家電リサイクルで、不燃ごみに出していただければと思います。具体的に申しますと、7ページをご覧ください。下のほうの不燃ごみの欄の金属資源がございまして、これを参考にいただければと思います。

○会長

よろしいですか。他は、いかがでしょうか。

後でまた戻っていただくこともできますので、差し支えなければ、廃プラスチックに移りたいと思います。廃プラスチックの再資源化につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、7ページをご覧いただきたいと思います。

検討の経緯でもお示しをしておおり、北区ではステーション回収でペットボトルと、拠点回収で発泡トレイの回収を行っており、それ以外の廃プラスチック類の資源化はしてございません。

廃プラスチック類の資源化については、前回の審議会でもご議論いただき、継続して検討すべき事業として、行政内部でも検討してまいりました。しかしながら、回収コストや区民の皆様への分別の負担など、大きな改善にすぐに取り組む状況ではないという状況でございます。

北区では、中心部に北清掃工場がございまして、可燃ごみとして、廃プラスチック類を効率よく運搬できる立地条件にあること、またサーマルリサイクルの実施により、清掃工場での焼却が可能になったことも、すぐに取り組めない理由となっているところでございます。

また、新たに廃プラスチック類を他の自治体のリサイクル施設に運搬するとなりますと、運搬車両の増加によるコストが上がること、あるいは地域交通への負荷、排気ガスなどの環境負荷が増加するなどが想定されております。その理由から、すぐに取り組めないという理由となっているところでございます。

課題としましては、容器包装リサイクルと製品プラスチック類の取り扱いについて検討することがございます。また、年間の経費として、試算ではありますが、4億3,567万円ほどコストがかかることなどが課題となっているところでございます。

以上です。

○会長

ありがとうございます。皆さんから、何かご質問とかございましたら、お願いします。

ここに試算がありますね。プラスチックを容器包装プラスチックとして分別排出してもらって資源化した場合のコストですよ。ここで、運搬経費とありますけれども、これはどのあたりに持っていくことを想定して、この数字というのははじかれたんですか。近県に持っていくというようなことでしょうか。それとも都内あたりを想定されているのかという。

○事務局（リサイクル清掃課長）

片道5キロ程度を想定した運搬費となっております。5キロといいますと、やはり周辺区を想定してございまして、足立区などになるかと思っております。

○会長

ありがとうございます。もし都内で確保できなくなれば、もうちょっとこれが上がるということになりますね。

他に、いかがでしょうか。〇〇委員。

○委員

経費が4億3千何百万かかるという話ですけれども、これは経費で表に出るお金ですので、資源化すると収入というのが多分あると思うんですけれども、収入と支出の割合というのはわかりますか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

運搬経費や資源化の経費はかかってしまいますが、再商品化しても、なかなか利益に結び付かないというのが実態でございます。

○委員

利益にならないと。資源にすれば、利益になるんじゃないんでしょうか。利益にはならない？

○事務局（リサイクル清掃課長）

いわゆるコストとしては、お示しの運搬のコストの他に、中間処理といひまして、混ざっているプラスチックを分別するための経費は2億6,800万円程度かかります。また、そのプラスチックを再商品化するための経費が187万9,000円ほどかかります。従いまして、資源化して、なかなか歳入としては成り立たないと考えています。

○委員

それで成り立つんですかね。

○事務局（リサイクル生活係長）

リサイクル生活係長の〇〇と申します。こちらの試算をさせていただいたのは私なので、ご説明申し上げます。

こちら、廃プラスチックのリサイクルにつきましては、国が定める容器包装リサイクル協会というところに出さなければならないんですね。こちらの容器包装リサイクル協会に出しますと、そちらで売却をかけてはくれるんですけども、実質、その売却よりも処理費が上回ってしまひまして、そちらの金額が、この再商品化と言われる市町村等で負担するものとして、こちらの試算額の中に含まれるということで、基本的にはマイナスになります。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。他にご質問とかご意見とかございませんか。

23区の中では、たしか13区が容器包装プラスチックを分別収集・資源化していて、残る10区がサーマルリサイクル等をされているということではなかったかと思ひます。半分ぐらいですね。半々というところですね。

他にご質問、ご意見ないようでしたら、本日の資料についての審議は以上とさせていただきますと思ひます。

資料6、資料7につきまして、参考ということですが、事務局から何か補足的な説明がございましたら、お願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

本日、参考までに資料6と資料7を配付させていただいております。

資料7につきましては、先ほどコンサルタントから説明させていただきましたので割愛させていただきますけれども、資料6につきましては、北区のごみ資源の推移ということで、平成25年度から5年間、平成29年度までの数値を、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源、真ん中辺には持ち込み、許可業者を入れます、いわゆる事業系のごみの数値も載せてございます。その下に集団回収の品目別の推移も載せてございます。そして、その下のところでは、持込ごみを含むリサイクル率、持込ごみを含まない資源回収率の割合も載せてございます。また、資源のびん、缶、ペットボトルの売却の実績の推移についても下段のところ載せているところがございます。

お開きいただきまして、2ページ、3ページにかけましては、可燃ごみから、それぞれ集団回収の布類、金属類、びん類までの1ページでお示ししました数値の折れ線グラフを載せてござい

ます。

そして、4ページの最終ページには、総資源化の量、そして先ほどの売却の実績の数値を折れ線グラフでお示しをさせていただいているところがございます。

説明は以上になります。

○会長

ご説明ありがとうございました。参考資料ということですが、ご質問ございましたら、お願いいたします。副会長、どうぞ。

○副会長

確認させていただきたいのですが、1ページ目になりますか、ペットボトルが平成27年以降ゼロになっているのと、それから乾電池ですか、これは全部ゼロになっているんですが、1tまで行ってないということになっていて、データが拾えていないということなのか、この辺、確認させてください。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ペットボトルにつきましては、店頭での回収をしなくなったことが関係していますので、平成27年度からはゼロとなっています。

また、乾電池につきましては、水銀の入った乾電池のみを回収をしておりますので、その関係がございます。

○会長

よろしいですか。東京ルールということで、ペットボトルの店頭回収をお願いして、そして、区でこれを回収していたんですね。これをやめまして、もう事業者さんでこれを回収されて処理をしていただくということに今はなっているということだと思います。

ほかに何かご質問とかございますか。もしございませんようでしたら、本日の審議事項は以上で終了となります。皆さんから、何か最後に、これは言っておきたいというようなことがございましたら、お話しいただいても結構かと思いますが。

特にないようですので、事務局から連絡事項をお願いいたします。

4 その他

(1) 事務連絡について

○事務局

会長、若干遅れまして〇〇委員がおみえになりましたので、ご紹介をさせていただきます。

○委員

〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

最後に連絡事項でございます。

次回の第3回の審議会でございますが、8月22日、水曜日。時間は14時から、午後2時から、本日と同じ場所、この第2委員会室で開会をさせていただきます。

また、冒頭に説明しましたとおり、第1回の議事録の確認でございますが、来週の7月16日の午前中まで、何かございましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

○事務局（リサイクル清掃課長）

今回は8月22日です。

○会長

8月22日、14時からですね。

○事務局（リサイクル清掃課長）

議事録の確認は7月17日の火曜日というふうにさせていただきたいと思います。以上です。

○会長

そうすると、もう1週間後ということですね。それまでに議事録について、お気づきのことがございましたら、ご連絡ください。

本日予定していました議題は全て終了いたしました。これをもちまして、第2回北区資源循環推進審議会を終了いたします。御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会（11:50）